



中日新聞東京本社  
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号  
〒100-8505 電話 03(6910)2211



銀座本店六丁目並木通り  
登録商標

紙面について

● 電話  
03-6910-2201  
(土日祝日除く)  
9:30~17:30

● FAX  
03-3595-6935

東京新聞ホームページ

TOKYO Web  
www.tokyo-np.co.jp

本誌記者が  
ツイッターで  
つぶやいています  
東京新聞政治部  
東京新聞けいざいデスク  
東京新聞写真部  
東京新聞鉄道クラブ  
東京新聞文化部  
東京ちゅん太(生活部)

# 生活保護の申請

改正生活保護法を運用する際、実務の指針となる厚生労働省令案で、改正法の国会審議中に「政府案では窓口で申請を拒む『水際作戦』が助長される」として与野党が合意した修正や政府側の答弁が反映されないで、もとの政府案に「先祖返り」している部分があることが分かった。厚労省が先月二十七日から始めた意見公募(パブリックコメント)で明らかになった。支援者や有識者は、国民の代表である国会を軽んじる厚労省の対応に反発している。

# 「まず書面」に逆戻り?

(上坂修子)

## 生活保護法の申請手続きに関する表現の変化

- ① 政府改正案  
【申請=申請書の提出】  
保護の開始の申請は(略)申請書を保護の実施機関に提出しなければならない
- ② 与野党修正  
【申請≠申請書の提出】  
保護を申請する者は(略)申請書を保護の実施機関に提出しなければならない
- 改正法成立  
③ 省令案  
【申請=申請書の提出?】  
保護の開始の申請等は、申請書を(略)保護の実施機関に提出して行うものとする

## 省令案 政府原案寄りに

省令 各省の長である閣僚が定める命令。日本の法体系では優劣は①憲法②国会が制定する法律③内閣が定める政令④省令の順。

## 国会の議論くみ取らず

厚労省はパブコメを二十八日に締め切り、四月上旬に省令を公布する方針。政府は改正案を昨年五月に国会提出。与野党が修正で合意したが、昨夏の参院選前に廃案になった。政府は修正を踏まえた法案を昨秋の臨時国会に提出し、昨年十二月に成立した。

政府案は、申請時に保護が必要な理由など細かな内容を書く欄がある申請書の提出を義務付けた。野党が「これまで通り口頭申請も認めるべきだ」と批判したため、保護するか決まるまでに提出すればよいと解釈できる表現に与野党で修正。しかし、省令案の表現は政府案に戻った。

政府案は、自治体が扶養を断る扶養義務者に説明を求めたり、保護を始める時に扶養義務者に書面で通知したりする「扶養義務の強化」も盛り込んだ。国会審議で、野党が「利用しにくくなる」と追及したのに対

し、厚労省は扶養義務を強化するのは極めて例外的な場合のみと答弁していた。だが、省令案は逆に扶養義務を強化しないケースを列挙。①扶養義務者から費用を徴収する可能性が低い

②要保護者が配偶者から暴力を受けているなどの場合以外原則として扶養義務を強化する内容で、政府答弁はほごにされた。NPO法人自立生活サポートセンター・もやいの稲

穂 厚労省の社会・援護局保護課は「申請手続きの運用は、これまでと何も変わらない。申請書は保護開始までに提出すればいい。扶養義務に關しても国会審議で示された懸念に慮えるよう丁寧運用する」と反論している。

葉剛理事長は「法案修正は福祉事務所が勝手に申請を拒まないよう、解釈の余地をなくすためのもの。国会の意思を省令にも反映すべきだ」と指摘。生活保護問題対策全国会議事務局長の小久保哲郎弁護士は「実務に影響するのは省令。国会でいくら良いことを言っても、省令に反映しなければ、問題のある対応が広まる危険がある」と話す。